

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第3備考に1項を加える改正規定、第30号様式の改正規定、第32号様式の改正規定及び第34号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第29号

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則(昭和46年川崎市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第49条の表を次のように改める。

業務	定員	利用期間
条例第79条第1号に規定する業務	1日110名	条例第81条第1項に規定する指定管理者(以下この節において「指定管理者」という。)が必要と認める期間
条例第79条第8号及び第11号に規定する業務	50名	
条例第79条第9号に規定する業務	10名	
条例第79条第10号に規定する業務	1日10名	
条例第79条第12号に規定する業務	1日50名	

第56条の表を次のように改める。

施設名	業務	定員	利用期間
南部地域療育センター	条例第88条第1号に規定する業務	1日90名	条例第91条第1項に規定する指定管理者(以下この節において「指定管理者」という。)が必要と認める期間
北部地域療育センター	条例第88条第1号に規定する業務	1日70名	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第30号

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例施行規則(平成5年川崎市規則第34号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市養護老人ホーム条例施行規則

第1条中「川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例」を「川崎市養護老人ホーム条例」に改める。

第2条中「特別養護老人ホーム又は」及び「(以下「老人ホーム」という。)」を削り、同条の表川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園の項及び川崎市特別養護老人ホームしゅくがわらの項を削り、同表川崎市恵楽園の項中「第3条第2項第2号」を「第3条第2号」に改める。

第3条、第4条第2項第1号及び第7条第1項中「老人ホーム」を「養護老人ホーム」に改める。

第8条中「若しくは第2号」を削り、「老人ホーム」を「養護老人ホーム」に改める。

第9条第4号及び第11条中「老人ホーム」を「養護老人ホーム」に改める。

別記様式中「川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例施行規則」を「川崎市養護老人ホーム条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第31号

川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市国民健康保険条例施行規則(昭和33年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式

													押 印 欄				
神奈川県国民健康保険被保険者証再交付申請書																	
.....年.....月.....日																	
(宛先) 川崎市 区長																	
住所 川崎市.....区.....																	
.....																	
申 請 人 氏 名.....																	
(世帯主) 個人番号.....																	
電 話.....(.....)																	
次のとおり再交付を申請します。																	
被保険者証記号・番号										50							
再交付を必要とする被保険者	氏 名			生 年 月 日			個 人 番 号										
	1				. .												
	2				. .												
	3				. .												
	4				. .												
	5				. .												
申 請 理 由			1 破 損(汚損)			2 紛 失			3 盗 難								
			4 焼 失			5 その他(									)		
処 理 欄																	

注意 失った被保険者証を発見したときは、直ちに返還してください。

第2号様式中

適用開始 年 月 日		退職適用 年 月 日	
資 格 区 分		一 部 負 担 金 の 割 合	

を

適用開始 年 月 日	
一部負担 金の割合	割

に改める。

第3号様式中

一般	1	退職	2
給 付 の 割 合	7割 8割 9割 10割		

を

給 付 の 割 合	7割 8割 9割 10割
-----------	--------------

に改める。

第7号様式中

申請人氏名 (世帯主)	印
----------------	---

を

申請人氏名 (世帯主)	
----------------	--

に、

被保険者証 記号・番号	50-	資 格 区 分	☐ 一般 ☐ 退職
----------------	-----	------------	--

を

被保険者証 記号・番号	50-
----------------	-----

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に交付された改正前の規則第2号様式の規定による被保険者受療証は、その被保険者受療証に記載された有効期間が満了するまでの間、改正後の規則第2号様式の規定による被保険者受療証とみなす。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票(第1号様式、第3号様式及び第7号様式に限る。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第32号

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市介護保険条例施行規則(平成12年川崎市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第6号様式(表)中「介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、同様式(裏)中「・指定介護療養型医療施設」を削る。

第13号様式(表)中「介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改める。

第21号様式(裏)注意事項第1項中「・指定介護療養施設サービス」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により交付した介護保険負担限度額認定証は、その有効期限が満了するまでの間、改正後の規則の規定により交付した介護保険負担限度額認定証とみなす。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第33号

川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び

基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則（平成12年川崎市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「基準該当居宅サービス事業者等（基準該当居宅介護支援事業者）登録申請書」を「登録申請書」に改める。

第6条中「基準該当居宅サービス事業者等（基準該当居宅介護支援事業者）登録申請書」を「登録申請書」に改める。

第8条第4項中「から前条まで」を「、第5条及び前条」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項の登録」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 登録事業者は、前項の登録の更新を受けようとするときは、登録更新申請書（第3号様式）に第4条各号に掲げる事項（基準該当居宅介護支援事業者にあっては、第6条各号に掲げる事項）を記載した書面を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、既に市長に提出されている当該書面に記載した事項の全部又は一部に変更がないときは、これらの事項を記載した書面の添付を省略することができる。

第9条第1項中「登録事項変更届出書」を「変更届出書」に、「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同条第2項中「事業再開届出書」を「再開届出書」に、「第4号様式」を「第5号様式」に改め、同条第3項中「事業（廃止・休止）届出書」を「廃止・休止届出書」に、「第4号様式の2」を「第6号様式」に改める。

第10条第1項中「第5号様式」を「第7号様式」に改め、同条第9項中「第6号様式」を「第8号様式」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式

基準該当居宅サービス事業所
基準該当介護予防サービス事業所
基準該当居宅介護支援事業所
基準該当介護予防支援事業所

登録申請書

年 月 日

(宛先)川崎市長

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

基準該当事業所として、登録を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		法人番号														
申 請 者	フリガナ 名称															
	主たる事務所の 所在地		(郵便番号		-)		都 道 府 県		市 区 町 村							
	連絡先		電話番号	(内線)				FAX番号								
			Email													
	法人等の種類															
者	代表者の職名・氏 名・生年月日		職名			フリガナ 氏 名			生年 月 日							
	代表者の住所		(郵便番号		-)		都 道 府 県		市 区 町 村							
	法人の吸収合併又は吸収分割における指定(許可)申請時に☑												☐			
登 録 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 別	同一所在地において行う事業等の種類		登録申請 対象事業等 (該当事業に○)	既に登録を 受けている事業等 (該当事業に○)		登録申請をする事業等の 開始予定年月日										
	居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護														
		訪問入浴介護														
		通所介護														
		短期入所生活介護														
		福祉用具貸与														
	介 護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問入浴介護														
		介護予防短期入所生活介護														
		介護予防福祉用具貸与														
	居宅介護支援事業															
介護予防支援事業																
基準該当事業所番号													(既に登録を受けている場合)			
介護保険事業所番号													(既に指定又は許可を受けている場合)			
医療機関コード等													(保険医療機関として指定を受けている場合)			

- 備考
- 1 「登録申請対象事業等」「既に登録を受けている事業等」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
 - 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
 - 3 法人等の種類は、「社会福祉法人(社協以外)」、「社会福祉法人(社協)」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人(NPO)」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体(都道府県)」、「地方公共団体(市町村)」、「地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
 - 4 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号を追記することも可能です。

第3号様式から第4号様式の2までを削り、第6号様式を第8号様式とし、第5号様式を第7号様式とし、第2号様式の次に次の4様式を加える。

第 3 号様式

基準該当居宅サービス事業所
基準該当介護予防サービス事業所
基準該当居宅介護支援事業所
基準該当介護予防支援事業所

登錄更新申請書

年 月 日

(宛先)川崎市長

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

基準該当事業所に係る登録の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		法人番号														
申請者	フリガナ 名称															
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村														
	連絡先	電話番号	(内線)				FAX番号									
	代表者の職名・氏名・ 生年月日	Email														
		職名		フリガナ 氏 名							生年月日					
	代表者の住所	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村														
事業所	事業等の種類					基準該当事業所番号										
	登録有効期間満了日															
	フリガナ 名称															
	所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村														
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき															
	フリガナ 名称															
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村														
管理者	フリガナ 氏名					生年月日										
	住所	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村														

- | | |
|----|---|
| 備考 | <p>1 「事業等の種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。</p> <p>2 様式の上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号を記入することも可能です。</p> <p>3 電子申請届出システムを利用する際は、「事業等の種類」に該当する付表を入力してください。</p> <p>4 「当該事業所の所在地以外の場合所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき」の対象が2つ以上の場合は、付表に該当する事業所を記入してください。</p> |
|----|---|

第 4 号様式

變更届出書

年 月 日

(宛先)川崎市長

所在地

申請者

名称

代表者職名・氏名

次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

法人番号															
基準該当事業所番号															
登録内容を変更した事業所等		名称													
		所在地													
サービスの種類															
変更年月日		年 月 日													
変更があった事項(該当に○)		変更の内容													
事業所の名称	(変更前)														
事業所の所在地															
申請者の名称															
主たる事務所の所在地															
代表者の氏名、生年月日、住所及び職名															
登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)															
事業所の建物の構造、専用区画等															
備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業)															
利用者の推定数															
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	(変更後)														
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴															
運営規程															
協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関															
事業実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の 空床型・併設型の別)															
利用者、入所者又は入院患者の定員															
福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあっては、委託先の状況)															
介護支援専門員の氏名及びその登録番号															

備考	1 「サービスの種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。 なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の(変更前)と(変更後)欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。
----	---

第 5 号様式

再開届出書

年 月 日

(宛先)川崎市長

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	法人番号																		
	基準該当事業所番号																		
再開した事業所	名称																		
	所在地																		
サービスの種類																			
再開した年月日	年 月 日																		

備考 事業の再開に係る届出にあっては、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第34号

川崎市介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市介護サービス事業者の指定等に関する規則(平成24年川崎市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「申請等」を「標示」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の申請に対して」を「法第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項、第115条の2第1項、第115条の12第1項及び第115条の22第1項の規定による申請に係る」に改め、同項を同条とする。

第4条の見出し中「申請等」を「標示」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の申請に対して」を「法第70条の2第1項(法第78条の12、第115条の11、第115条の21及び第115条の31において読み替えて準用する場合を含む。)、第79条の2第1項、第86条の2第1項、第94条の2第1項及び第108条第1項の規定による」に改め、同項を同条とする。

第5条から第10条までを削る。

第11条中「第10号様式」を「第1号様式」に、「第11号様式」を「第2号様式」に、「第12号様式」を「第3号様式」に改め、同条を第5条とする。

第12条を削る。

第13条中「第3条第1項」を「第3条」に、「第4条第1項」を「第4条」に、「第6条」を「法第75条、第78条の5、第82条、第89条、第99条、第113条、第115条の5、第115条の15及び第115条の25の規定による届出」に、「第7条」を「法第78条の8及び第91条の規定による指定の辞退」に、「第8条、第9条若しくは前条」を「法第94条第2項及び第107条第2項の規定による許可の申請若しくは法第95条及び第109条に規定する承認」に改め、同条を第6条とする。

第14条中「並びに旧法第115条」を削り、同条を第7条とする。

第15条を第8条とする。

第1号様式から第9号様式までを削り、第10号様式を第1号様式とし、第11号様式を第2号様式とし、第12号様式を第3号様式とし、第13号様式を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第35号

川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例施行規則を廃止する規則

川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例施行規則(昭和47年川崎市規則第51号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第36号

川崎市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則

川崎市児童相談所長委任規則(昭和47年川崎市規則第25号)の一部を次のように改正する。

本則第12号中「実施」の次に「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施」を加え、本則中第43号を第45号とし、第27号から第42号までを2号ずつ繰り下げ、第26号を第27号とし、同号の次に次の1号を加える。

(28) 法第33条の6の3に規定する社会的養護自立支援拠点事業の利用の勧奨に関すること。

本則第25号中「(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同号を本則第26号とし、本則第24号中「(同条第6項において準用する場合を含む。)」を削り、同号を本則第25号とし、本則第23号中「(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同号を本則第24号とし、本則第22号を本則第23号とし、本則第21号の次に次の1号を加える。

(22) 法第33条第8項第2号に規定する児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める満二十歳未満義務教育終了児童等の報告の受理に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第37号

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成4年川崎市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

第1号様式中「印」を削り、

性 別	生 年 月 日
-----	---------

」

を

「

生 年 月 日

」

に、

「

男	
女	・

」

を

「

・	・
---	---

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2号の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の規則第5条第2号に該当する児童は、改正後の規則第5条第2号に該当する児童とみなす。

3 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定に基づきなお従前の例により保護命令（改正法による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項に係るものであって、父にあっては母の、母にあっては父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童は、改正後の規則第5条第2号に該当する児童とみなす。

4 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第38号

川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

川崎市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年川崎市規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考第1項及び第2項中「第5項の」を「第6項の」に改め、同表備考第5項中「（要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。）その他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）」を削り、「額をいう。以下同じ。」を「額をいう。」に、「前項」を「前2項」に改め、同表備考中第6項を削り、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 特定被監護者等が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 第2子基本額の欄に定める額

(2) 特定被監護者等（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども 0円

別表第2備考中第7項及び第8項を削り、第9項を第7項とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の教育・保育の利用に係る利用者負担額について適用し、同日前の教育・保育の利用に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第39号

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第63号）の一部を次のように改正する。
第5号様式中

「

男女	年齢	住	所

」

を

「

年 齢	住	所

」

に改める。

第6号様式中

「

生年 月日	性別

」

を

「

生 年 月 日

」

に改め、「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日
を定める規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第40号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例
の施行期日を定める規則

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例（令和5年
川崎市条例第46号）の施行期日は、令和6年4月1日と
する。

川崎市建築基準法施行細則及び川崎市斜面地建築物の
建築の制限等に関する条例施行規則の一部を改正する規
則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第41号

川崎市建築基準法施行細則及び川崎市斜面
地建築物の建築の制限等に関する条例施行
規則の一部を改正する規則

(川崎市建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 川崎市建築基準法施行細則（平成5年川崎市規
則第65号）の一部を次のように改正する。

第13号様式を次のように改める。

第 1 3 号様式

許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____

川崎市建築基準法施行細則第 2 0 条第 3 項の規定により次のとおり提出します。

1	建 築 主 住 所 氏 名	電 話 ()		
2	代 理 者 資 格 住 所 氏 名 建 築 士 事 務 所 名	() 建 築 士 () 登 録 第 号 電 話 () () 建 築 士 事 務 所 () 知 事 登 録 第 号		
敷 地 の 位 置	(1) 地 名 地 番			
	(2) 用 途 地 域		(3) 容 積 率 及 び 建 蔽 率	_____% _____%
	(4) 防 火 地 域	防火、準防火、 指定なし	(6) その他の区域、 地域又は地区	
	(5) 川崎市建築基準条例 第 7 条の規定による 日 影 時 間 の 指 定	(一)、(二)、(三)、 指定なし		
4	主 要 用 途	5	工 事 種 別	新築、増築、改築、 移転、用途変更
		申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計
6	敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
7	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
8	延 べ 面 積	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)
9	工 事 着 工 予 定	年 月 日	10 工 事 完 了 予 定 日	年 月 日
11	許 可 を 受 け よ う と す る 具 体 的 事 項			
※ 受 付 処 理 欄		※手数料欄		
		※許可欄	年 月 日	
			第 号	

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 3 の項(4)及び(5)の号並びに 5 の項は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 4 の項は、できるだけ具体的に記入してください。
- 4 8 の項()内には、自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計を記入してください。
- 5 11 の項は、許可に係る条例等の題名、条項及び内容を記入してください。

(川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例施行規則(平成16年川崎市規則第78号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名〕

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例第3条第2項第2号の規定による許可を申請します。

1	建 築 主 住 所 氏 名	電 話 ()		
2	代 理 者 資 格 住 所 氏 名 建 築 士 事 務 所 名	()建築士()登録第 号 電 話 () ()建築士事務所()知事登録第 号		
敷 地 の 位 置	(1) 地 名 地 番			
	(2) 用 途 地 域		(3) 容 積 率 及 び 建 蔽 率	_____% _____%
	(4) 防 火 地 域	防火、準防火、 指定なし	(6) その他の区域、 地域又は地区	
	(5) 川崎市建築基準条例 第7条の規定による 日影時間の指定	(一)、(二)、(三)、 指定なし		
4	主 要 用 途			
		申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計
5	敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
6	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
7	延 べ 面 積	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)
8	工 事 着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	9 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
10	許 可 を 受 け よ う と す る 具 体 的 事 項			
※受付処理欄		※手数料欄		
		※許可欄	年 月 日	
			第 号	

- 注1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 3の項(4)及び(5)の号は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 4の項は、できるだけ具体的に記入してください。
- 4 7の項()内には、自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計を記入してください。
- 5 10の項は、許可に係る内容を記入してください。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第42号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市営住宅条例施行規則(昭和37年川崎市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第1条の5中「第3条の8第2項」を「第3条の8第3項」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第3条の8第2項に規定する規則で定める措置は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第35条第1項第1号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準(借上げに係る市営公営住宅にあつては、同法第2条第1項第3号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準)を満たすこととする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現に存する市営公営住宅又は現に建設工事中の市営公営住宅については、なお従前の例による。

危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第43号

危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則

危険物の規制に関する細則(昭和41年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項を削り、同条第2項中「23年政令」を「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成23年政令第405号)」に、「第23号様式の3」を「第23号様式の2」に改め、同項を同条とする。

様式目次中

「

23の2	特定屋外タンク貯蔵所(浮き蓋) 休止否認通知書	第15条の2第1項
23の3	特定屋外タンク貯蔵所等休止 確認取消通知書	第15条の2第2項

」

を

「

23の2	特定屋外タンク貯蔵所等休止 確認取消通知書	第15条の2
------	-----------------------	--------

」

に改める。

第23号様式の2を削り、第23号様式の3を第23号様式の2とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第44号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項に次のただし書を加える。

ただし、川崎市名義の普通預金口座を設けていない収納代理金融機関にあつては、振替日の翌営業日まで、これを指定金融機関の取りまとめ店に設けた川崎市名義の普通預金口座に払い込まなければならない。

第55条第2項中「及び歳入」を「及び公金」に、「収納事務の委託を受けた私人」を「収納の事務に係る指定公金事務取扱者」に改める。

第60条中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第61条の見出し中「歳入」を「公金」に改め、同条第1項中「私人に歳入」を「指定公金事務取扱者の指定をし、公金」に、「場合において」を「ときは」に改め、「調査をし、適当と認めるときは、」を削り、「の上、当該事務を委託することができる」を「しなければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

第61条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「歳入」を「公金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 前項に定めるもののほか、指定公金事務取扱者の指定、指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地の変更及び指定公金事務取扱者の指定の取消しに

ついて必要な事項は、会計管理者が定める。

3 法第243条の2の5第1項に規定する普通地方公共団体の長が定める歳入等は、市長が別に定める。

第61条の3中「、第63条」を削る。

第62条中「収納の事務の委託を受けた私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第88条を次のように改める。

(支出事務の委託)

第88条 公金の支出の事務の委託については、第61条第1項及び第2項の規定を準用する。

第92条第13号オを削る。

第145条第1号中「市県民税」の次に「及び森林環境税」を加え、同条第8号中「職員特別徴収住民税」の次に「及び職員特別徴収森林環境税」を加える。

第163条第5項中「所管会計管理者」を「会計管理者」に、「必要があると認めたときは、収納事務の受託者及び支出事務の受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「検査することができる」を「、定期的に検査をしなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、必要と認めるときは、臨時に検査を行うものとする。

第163条第6項中「又は前項」を削る。

別表第1 健康福祉局の項中

看護大学	総務学生課長
看護短期大学	総務学生課長

を

看護大学	総務学生課長
------	--------

に改め、同表こども未来局の項中「こども家庭センター」を「南部児童相談所」に改め、同表区役所の項中

道路公園センター	庶務を担当する担当課長
地区健康福祉ステーション	保護課長
支所の区民センター	室長
出張所	所長

を

出張所	所長
道路公園センター	庶務を担当する担当課長
支所の区民センター	室長
地区健康福祉ステーション	保護課長

に改める。

別表第2 財政局の項中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加え、同表健康福祉局の項中

看護大学	総務学生課	課長	入学選考料、入学科、授業料その他大学の事務事業に附帯する諸収入の収納
看護短期大学	総務学生課	課長	入学選考料、入学科、授業料その他短期大学の事務事業に附帯する諸収入の収納

を

看護大学	総務学生課	課長	入学選考料、入学科、授業料その他大学の事務事業に附帯する諸収入の収納
------	-------	----	------------------------------------

に改め、同表こども未来局の項中「こども家庭センター」を「南部児童相談所」に改め、同表区役所の項中

生涯学習支援課	課長	市民館使用料及び市民館分館使用料(川崎区役所においては、教育文化会館使用料及び教育文化会館分館使用料)、入場料、受講料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
---------	----	---

を

生涯学習支援課	課長	市民館使用料及び市民館分館使用料(川崎区役所においては、教育文化会館使用料及び教育文化会館分館使用料)、入場料、受講料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
出張所	所長	戸籍諸手数料、証明手数料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納

に、
「

保険年金課	課長	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、延滞金、滞納処分費その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
出張所	所長	戸籍諸手数料、証明手数料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納

」

を

「

保険年金課	課長	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、延滞金、滞納処分費その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
-------	----	--

」

に改め、「幸区役所」の次に「、高津区役所」を加える。

別表第3中

「

株式会社群馬銀行	
----------	--

」

を

「

株式会社群馬銀行 楽天銀行株式会社 P a y P a y 銀行株式会社	
--	--

」

に改める。

別表第4中

「

株式会社群馬銀行	川崎支店	川崎市幸区堀川町580番地
----------	------	---------------

」

を

「

株式会社群馬銀行	川崎支店	川崎市幸区堀川町580番地
楽天銀行株式会社	本店	東京都港区港南2丁目16番5号
P a y P a y 銀行株式会社	本店	東京都新宿区西新宿2丁目1番1号

」

に改める。

第9号様式(4)を次のように改める。

第 9 号様式(4)

川崎市		収納済通知書㊦㊧(国民健康保険料)		口座番号 加入者		川崎市会計管理者		川崎市		原符		㊦㊧		川崎市		国民健康保険料納付書・領収書								
ID	年度	会計	科目	組合	町	丁	被保険者証番号	C	D	年度	会計	款	項	目	節	被保険者証番号	CD							
元年度 号	力	月	～	月	納付金額	延滞金	課	コード	C	D														
納入										(納入)								金額		百万	千	円		
金額										被保険者証番号								C	D	金額		百万	千	円
取りまとめ店										執行課 (所)名								コード						
執行課 (所)名										年度								執行課 (所)名		年度				
収入日付印										収入日付印								収入日付印		収入日付印				
国民健康保険事業会計 款項国民健康保険料										国民健康保険事業会計 款項国民健康保険料								国民健康保険事業会計 款項国民健康保険料		国民健康保険事業会計 款項国民健康保険料				
③										②								①						

○納付場所については、裏面をご覧ください。
右の金額を領収しました。
お問い合わせ先

第13号様式(6)(表)を次のように改める。

[illegible]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第2条第3項の規定によりなお従前の例により公金事務を行わせることができる者への歳入の徴収又は収納の事務の委託及び当該受託者が行う事務(徴収し、又は収納した歳入の払込みを除く。)については、なお従前の例による。
- 3 地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により公金事務を行わせることができる者への歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託及び当該受託者が行う事務(徴収し、又は収納した歳入の払込み及び支出の結果の報告を除く。)については、なお従前の例による。
- 4 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

告

示

川崎市告示第107号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和6年3月19日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙省略
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
- (1) 引取りの場所
別紙記載の保管場所
- (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (3) 引取りに要する費用
自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第108号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年3月21日から令和6年4月4日まで一般の縦覧に供します。

令和6年3月21日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	尻手黒川 線(VII)	川崎市麻生区片平 2丁目423番3先	18.27 ～ 28.30	69.61	
		川崎市麻生区片平 2丁目464番2先			
新	尻手黒川 線(VII)	川崎市麻生区片平 2丁目423番3先	18.27 ～ 34.06	69.61	関係図 面のと おり
		川崎市麻生区片平 2丁目464番2先			
旧	尻手黒川 線(VII)	川崎市麻生区片平 2丁目464番4先	16.00	159.15	
		川崎市麻生区片平 2丁目374番1先			
新	尻手黒川 線(VII)	川崎市麻生区片平 2丁目464番4先	16.50 ～ 22.52	159.15	関係図 面のと おり
		川崎市麻生区片平 2丁目374番1先			
旧	尻手黒川 線(VII)	川崎市麻生区片平 2丁目365番1先	16.00	29.47	
		川崎市麻生区片平 2丁目360番1先			
新	尻手黒川 線(VII)	川崎市麻生区片平 2丁目365番2先	16.00 ～ 24.95	29.47	
		川崎市麻生区片平 2丁目356番1先			

川崎市告示第109号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月21日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	潮見台 第4号線	宮前区潮見台	2458番 5先	
		宮前区潮見台	2455番 22先	
2	細山 第298号線	麻生区細山8丁目	564番 12先	
		麻生区細山8丁目	564番 1先	
3	万福寺 第118号線	麻生区万福寺2丁目	482番 36先	
		麻生区万福寺2丁目	508番 1先	
		以下余白		

川崎市告示第110号

道路区域決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年3月21日から令和6年4月4日まで一般の縦覧に供します。

令和6年3月21日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起	点	敷地の 幅員 (m)	延 長 (m)	備考
		終	点			
1	潮見台 第4号線	宮前区潮見台	2458番 5先	6.00	51.69	
		宮前区潮見台	2455番 22先	6.04		

2	細山 第298号線	麻生区細山8丁目 564番 12先	4.50	27.81	
		麻生区細山8丁目 564番 1先			
3	万福寺 第118号線	麻生区万福寺2丁目 482番 36先	2.50 ～ 4.20	28.09	
		麻生区万福寺2丁目 508番 1先			
		以下余白			

川崎市告示第111号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を令和6年3月21日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年3月21日から令和6年4月4日まで一般の縦覧に供します。

令和6年3月21日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
2	細山 第298号線	麻生区細山8丁目	564番 12先	
		麻生区細山8丁目	564番 1先	
		以下余白		

川崎市告示第112号

市道路線廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月21日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終	点	
4	浜町 第16号線	川崎区浜町3丁目	2399番 4先	
		川崎区浜町3丁目	44番 6先	
5	市ノ坪 第39号線	中原区市ノ坪	326番 1先	
		中原区市ノ坪	322番 7先	
6	馬絹 第164号線	宮前区馬絹1丁目	1904番 1先	
		宮前区馬絹1丁目	1899番 11先	
7	上麻生 第197号線	麻生区上麻生7丁目	224番 8先	
		麻生区上麻生7丁目	222番 先	
8	上麻生 第199号線	麻生区上麻生7丁目	220番 1先	
		麻生区上麻生7丁目	222番 先	
9	上麻生 第312号線	麻生区上麻生7丁目	220番 1先	
		麻生区上麻生7丁目	220番 1先	
		以下余白		

川崎市告示第113号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年3月21日から令和6年4月4日まで一

般の縦覧に供します。

令和6年3月21日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	尻手黒川 線(VII)	川崎市麻生区片平 2丁目444番11先	19.72 ～ 19.79	0.31	
		川崎市麻生区片平 2丁目444番11先			
新	尻手黒川 線(VII)	川崎市麻生区片平 2丁目444番11先	19.72 ～ 19.82	0.31	
		川崎市麻生区片平 2丁目444番11先			

川崎市告示第114号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年3月21日から令和6年4月4日まで一般の縦覧に供します。

令和6年3月21日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	久本 第14号線	川崎市高津区久本 1丁目527番20先	9.00 ～ 14.29	41.95	
		川崎市高津区久本 1丁目527番17先			
新	久本 第14号線	川崎市高津区久本 1丁目527番29先	6.07 ～ 9.79	41.95	
		川崎市高津区久本 1丁目527番31先			

川崎市告示第115号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年3月21日から令和6年4月4日まで一般の縦覧に供します。

令和6年3月21日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
----------	-------	-----	-------------------	------------	----

旧	尻手黒川線(Ⅶ)	川崎市麻生区片平 2丁目370番6先	16.00	25.34	
		川崎市麻生区片平 2丁目365番2先			
新	尻手黒川線(Ⅶ)	川崎市麻生区片平 2丁目371番3先	27.42 ～ 39.04	25.34	
		川崎市麻生区片平 2丁目370番1			

川崎市告示第116号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年3月21日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年3月21日から令和6年4月4日まで一般の縦覧に供します。

令和6年3月21日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 県 道

路線名	供用開始の区間	備考
扇町	川崎市川崎区浅野町16番42先	
川崎停車場	川崎市川崎区南渡田町2728番26先	

川崎市告示第117号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年3月21日から令和6年4月4日まで一般の縦覧に供します。

令和6年3月21日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川第187号線	川崎市宮前区西野川一丁目3051番250先	4.50	2.34	
		川崎市宮前区西野川一丁目3051番250先			
新	野川第187号線	川崎市宮前区西野川一丁目3051番275先	4.50	2.34	隅きり部
		川崎市宮前区西野川一丁目3051番275先			

川崎市告示第118号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年3月21日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年3月21日から令和6年4月4日まで一般の縦覧に供します。

令和6年3月21日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

路線名	供用開始の区間	備考
野川第187号線	川崎市宮前区西野川一丁目3051番275先	
	川崎市宮前区西野川一丁目3051番275先	

川崎市告示第119号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和6年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
公益財団法人 神奈川県社会復帰支援会	かわさき@Job	川崎市中原区下新城 2-1-25 ヒロヤマビル2F	自立訓練 (生活訓練)	令和6年1月31日	1415200722
公益財団法人 神奈川県社会復帰支援会	かわさき@Job	川崎市中原区下新城 2-1-25 ヒロヤマビル2F	就労移行支援	令和6年1月31日	1415200722
公益財団法人 神奈川県社会復帰支援会	かわさき@Job	川崎市中原区下新城 2-1-25 ヒロヤマビル2F	就労定着支援	令和6年1月31日	1415200722
株式会社チャイルドランド	ひさすえ愛ランド	川崎市高津区久末2093-1	生活介護	令和6年1月31日	1415300993
社会福祉法人アビエ	宮前ハンズ	川崎市宮前区有馬3-14-19	就労継続支援 B型	令和6年1月31日	1415500311

川崎市告示第120号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定について

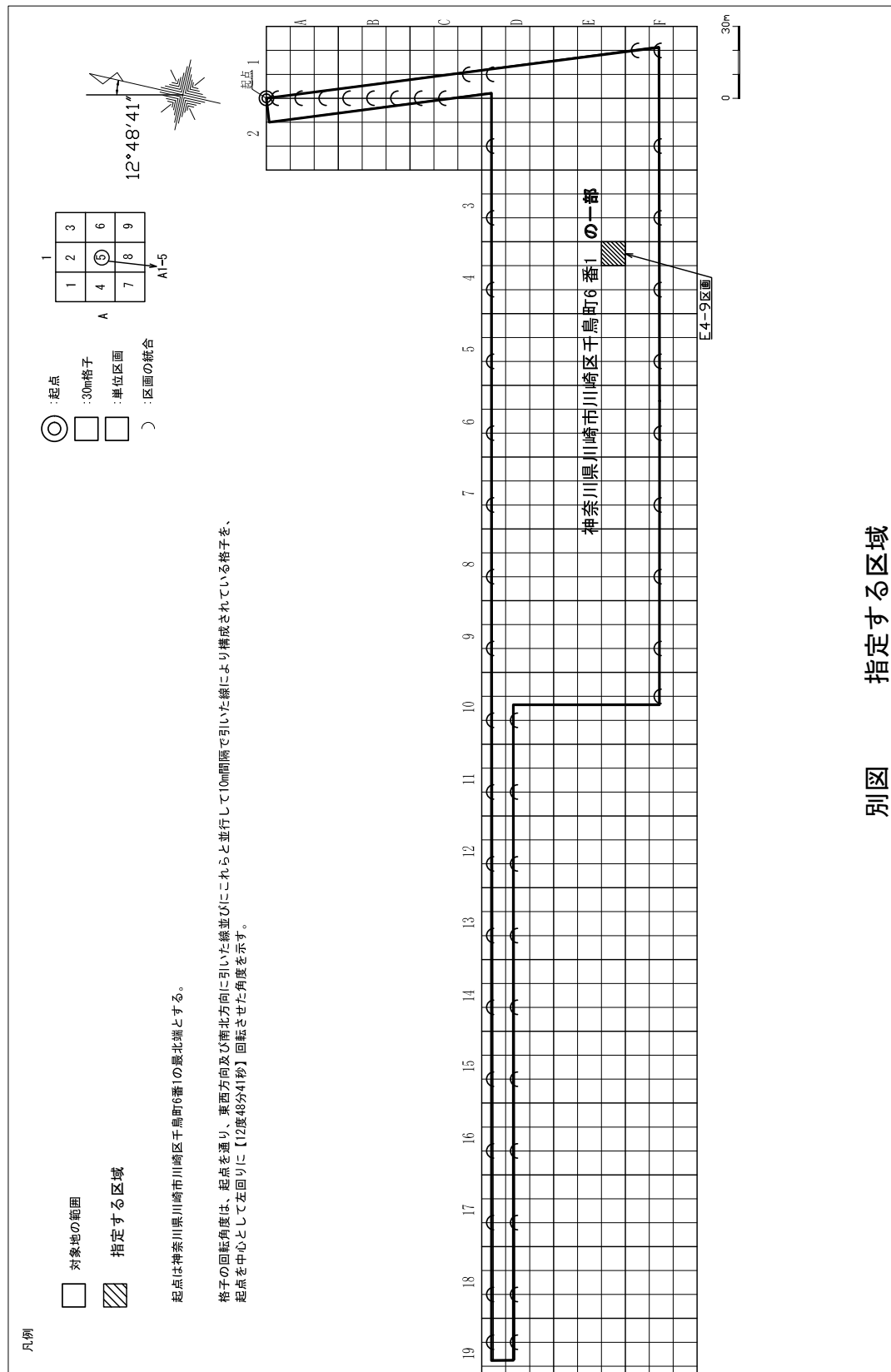
土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項

の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和6年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
川崎市川崎区千鳥町6番1の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
PCB
- 3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
該当なし
- 4 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第58条第5項第10号から第13号までの該当の有無
土壌汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する



別図 指定する区域

川崎市告示第121号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和6年2月13日招集の令和6年第1回川崎市議会定例会において、令和6年3月18日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和6年3月25日

川崎市長 福田紀彦

令和6年度川崎市一般会計予算
令和6年度川崎市競輪事業特別会計予算
令和6年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
令和6年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
令和6年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
令和6年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
令和6年度川崎市公営健康被害補償事業特別会計予算
令和6年度川崎市介護保険事業特別会計予算
令和6年度川崎市港湾整備労働者福祉共済事業特別会計予算
令和6年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
令和6年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
令和6年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
令和6年度川崎市病院事業会計予算
令和6年度川崎市下水道事業会計予算
令和6年度川崎市水道事業会計予算
令和6年度川崎市工業用水道事業会計予算
令和6年度川崎市自動車運送事業会計予算

令和5年度川崎市一般会計補正予算
令和5年度川崎市競輪事業特別会計補正予算
令和5年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
令和5年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
令和5年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
令和5年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
令和5年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算
令和5年度川崎市下水道事業会計補正予算

令和6年度川崎市一般会計補正予算
令和5年度川崎市一般会計補正予算

令和 6 年度川崎市一般会計予算

令和 6 年度川崎市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 871,233,696 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税	1 市 民 税	385,447,057
	2 固 定 資 産 税	200,750,594
	3 軽 自 動 車 税	135,578,149
	4 市 た ば こ 税	1,045,297
	5 特別土地保有税	9,902,209
	6 入 湯 税	2
	7 事 業 所 税	68,440
	8 都 市 計 画 税	9,250,443
2 地 方 譲 与 税	1 都 市 計 画 税	28,851,923
	2 地 方 譲 与 税	3,086,608
	1 地方揮発油譲与税	690,280
	2 自動車重量譲与税	1,691,232
	3 森林環境譲与税	180,039
	4 特別とん譲与税	517,618
	5 航空機燃料譲与税	1
3 利 子 割 交 付 金	6 石 油 カ ス 譲 与 税	7,438
	1 利 子 割 交 付 金	90,781
4 配 当 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	90,781
	1 配 当 割 交 付 金	2,897,162
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	2,897,162
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,961,658
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,961,658
		409,423

款	項	金 額 千円
7 法 人 事 業 税 交 付 金	1 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	409,423
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	3,602,721
8 地 方 消 費 税 交 付 金	1 法 人 事 業 税 交 付 金	3,602,721
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	35,311,446
9 ゴ ル フ 場 場 所 利 用 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	35,311,446
	1 ゴ ル フ 場 場 所 利 用 税 交 付 金	33,159
10 環 境 性 能 割 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 場 所 利 用 税 交 付 金	33,159
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1,065,000
11 軽 油 引 取 税 交 付 金	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1,065,000
	1 軽 油 引 取 税 交 付 金	3,711,305
12 地 方 特 例 交 付 金	1 軽 油 引 取 税 交 付 金	3,711,305
	1 地 方 特 例 交 付 金	11,791,654
13 地 方 交 付 税	1 地 方 特 例 交 付 金	11,791,653
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	1
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 地 方 交 付 税	400,948
	1 地 方 交 付 税	400,948
15 分 担 金 及 び 負 担 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	322,245
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	322,245
16 使 用 料 及 び 手 数 料	1 負 担 金	8,576,708
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	8,576,708
17 国 庫 支 出 金	1 使 用 料 及 び 手 数 料	16,807,786
	2 手 数 料	12,525,412
		4,282,374
		156,508,800

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費	1 議 会 費	1,728,943
2 総 務 費	1 職 員 管 理 費	57,755,891
	2 総 務 管 理 費	35,827,318
	3 危 機 管 理 費	13,309,356
	4 臨 海 部 国 際 戦 略 費	895,755
	5 徴 税 費	2,049,709
	6 選 挙 費	5,154,762
	7 統 計 調 査 費	302,483
	8 人 事 委 員 会 費	124,017
	9 監 査 費	125,818
3 市 民 文 化 費		166,673
	1 市 民 文 化 費	8,491,702
4 こ ど も 未 来 費		8,491,702
	1 こ ど も 青 少 年 費	142,477,710
	2 こ ど も 支 援 費	50,333,556
5 健 康 福 祉 費		92,144,154
	1 健 康 福 祉 費	173,593,481
	2 社 会 福 祉 費	11,270,149
	3 生 活 保 護 費	896,306
	4 老 人 福 祉 費	58,308,897
	5 障 害 者 福 祉 費	20,782,402
	6 国 民 年 金 費	60,914,646
	7 公 衆 衛 生 費	691,108
	8 公 害 保 健 費	13,703,920
	9 保 健 衛 生 施 設 費	1,995,924
		1,101,464

款	項	金 額
	1 国 庫 負 担 金	131,027,702
	2 国 庫 補 助 金	24,906,629
	3 委 託 金	574,469
18 県 支 出 金		42,322,066
	1 県 負 担 金	30,194,949
	2 県 補 助 金	9,196,606
	3 委 託 金	2,930,511
19 財 産 収 入		10,122,628
	1 財 産 運 用 収 入	1,818,523
	2 財 産 売 払 収 入	8,304,105
20 寄 附 金		2,097,951
	1 寄 附 金	2,097,951
21 繰 入 金		85,595,086
	1 基 金 繰 入 金	82,799,616
	2 特 別 会 計 繰 入 金	2,795,470
22 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
23 諸 収 入		33,748,504
	1 延 滞 金 及 び 加 算 金	111,521
	2 市 預 金 利 子	725
	3 貸 付 金 元 利 収 入	21,533,786
	4 収 益 事 業 収 入	3,775,883
	5 雑 入	8,326,589
24 市 債		64,223,000
	1 市 債	64,223,000
歳 入 合 計		871,233,696

款	項	金 額
10 まちづくり費		千円 23,795,329
	1 まちづくり管理費	1,789,743
	2 計画費	789,057
	3 整備事業費	7,055,513
	4 建築管理費	4,626,800
	5 住宅費	9,534,216
11 区役所費		19,329,170
	1 区政振興費	14,639,617
	2 戸籍住民基本台帳費	4,689,553
12 消防費		18,236,324
	1 消防費	18,236,324
13 教育費		133,477,611
	1 教育総務費	39,505,767
	2 小学校費	28,977,058
	3 中学校費	14,444,171
	4 高等学校費	3,539,858
	5 特別支援教育費	3,037,389
	6 社会教育費	3,422,358
	7 体育保健費	13,330,520
	8 教育施設費	27,220,490
14 公債費		76,457,546
	1 公債費	76,457,546
15 諸支出金		121,132,827
	1 繰出金	121,132,827
16 予備費		700,000
	1 予備費	700,000
	歳出合計	871,233,696

款	項	金 額
	10 保健所費	千円 33,160
	11 看護大学費	918,411
	12 施設整備費	2,977,094
6 環境費		23,275,215
	1 環境管理費	2,928,924
	2 公害対策費	923,139
	3 ごみ処理費	14,999,034
	4 し尿処理費	694,447
	5 施設費	3,729,671
7 経済労働費		24,979,480
	1 産業経済費	1,009,355
	2 商工業費	748,532
	3 中小企業支援費	20,624,163
	4 農業費	208,427
	5 労政費	2,389,003
8 建設緑政費		35,711,609
	1 建設緑政管理費	3,142,880
	2 道路橋りょう費	12,820,100
	3 街路事業費	7,575,432
	4 広域道路費	65,030
	5 河川費	2,024,628
	6 緑化費	2,693,030
	7 自然保護対策費	733,295
	8 公園費	6,657,214
9 港湾費		10,090,858
	1 港湾管理費	4,816,613
	2 港湾建設費	5,274,245

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
11 区 役 所 費	1 区 政 振 興 費	川崎区道路維持補修事業費	千円 20,000
		幸区道路維持補修事業費	20,000
		中原区道路維持補修事業費	20,000
		高津区道路維持補修事業費	20,000
		宮前区道路維持補修事業費	20,000
		多摩区道路維持補修事業費	20,000
		麻生区道路維持補修事業費	20,000
合	計		140,000

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
議 会 史 編 さん 業 務 経 費	令 和 7 年 度 从 始 令 和 1 4 年 度 未 迄	千円 79,156
コ ン タ ク ト セ ン タ ー 営 業 経 経 費 (そ の 2)	令 和 6 年 度 从 始 令 和 1 2 年 度 未 迄	977,430
磁 気 デ ー プ 等 の 保 管 集 配 業 務 委 託 経 費	令 和 7 年 度	22
市 史 編 さん 事 業 費	令 和 7 年 度 从 始 令 和 8 年 度 未 迄	55,305
口 庭 振 替 収 納 デ ー タ 伝 送 業 務 委 託 経 費 (そ の 2)	令 和 7 年 度 从 始 令 和 1 0 年 度 未 迄	2,508
令 和 6 年 度 川 崎 臨 海 部 投 資 促 進 事 業 費	令 和 6 年 度 从 始 令 和 1 5 年 度 未 迄	2,060,000
令 和 6 年 度 川 崎 臨 海 部 研 究 開 発 機 能 強 化 事 業 費	令 和 6 年 度 从 始 令 和 1 8 年 度 未 迄	5,000,000
大 師 橋 駅 前 地 区 整 備 推 進 事 業 費	令 和 7 年 度	499,587
マ イ ク ロ フ ィ ル ム 保 管 業 務 等 委 託 経 費	令 和 7 年 度 从 始 令 和 1 0 年 度 未 迄	1,563
課 税 事 務 及 び 証 明 窓 口 事 務 等 委 託 経 費	令 和 7 年 度	23,155
納 税 通 知 書 等 印 刷 ・ 製 本 封 入 封 緘 業 務 委 託 経 費	令 和 6 年 度 从 始 令 和 7 年 度 未 迄	51,794
帳 票 印 字 ・ 搬 入 業 務 等 委 託 経 費	令 和 6 年 度 从 始 令 和 7 年 度 未 迄	9,393
市 税 課 税 事 務 等 委 託 経 費	令 和 7 年 度	3,604
市 県 民 税 税 額 決 定 通 知 等 印 字 ・ 封 入 封 緘 業 務 委 託 経 費	令 和 6 年 度 从 始 令 和 7 年 度 未 迄	35,609
電 子 計 算 機 入 力 デ ー タ 穿 孔 業 務 委 託 経 費	令 和 6 年 度 从 始 令 和 7 年 度 未 迄	44,399

事 項	期 間	限 度 額 千円
公立保育所整備事業費	令和7年度	343,942
社会福祉施設等災害対策事業費	令和7年度から 令和10年度まで	28,988
文書保管・搬送等委託経費(その2)	令和7年度	91
生活保護医療・介護扶助に係る 帳票印刷・封入封緘外部委託経費	令和7年度から 令和8年度まで	12,271
令和6年度民間特別養護 老人ホーム等整備事業費	令和6年度から 令和8年度まで	742,400
受診券作成封入封緘委託経費	令和7年度	10,853
障害者福祉バス運行 事業実施委託経費	令和6年度から 令和7年度まで	40,880
ピアサポーターセンター 援助事業費(その2)	令和7年度	1,426
特定医療費支給事務委託経費	令和7年度から 令和8年度まで	202,875
がん検診・特定健康診査等 コールセンター運営業務委託経費	令和7年度から 令和8年度まで	10,276
校舎維持管理経費	令和7年度から 令和8年度まで	68,614
いこいの家大規模補修事業費	令和7年度	55,066
社会福祉施設大規模修繕事業費	令和6年度から 令和7年度まで	605,000
葬祭場施設整備事業費(その2)	令和7年度	358,906
L E D 化推進事業費 (E S C O 事業)(その 2)	令和7年度から 令和11年度まで	40,069
粗大ごみ受付センター運営経費	令和6年度から 令和11年度まで	1,072,235

事 項	期 間	限 度 額 千円
督促等印字・封入 封緘業務委託経費	令和6年度から 令和7年度まで	20,128
路線価算定及び図面等 作成業務委託経費	令和7年度から 令和8年度まで	22,330
選挙人名簿システム経費	令和7年度	14,801
公共施設利用予約 システム整備事業費	令和7年度から 令和8年度まで	55,920
市民相談業務委託経費(その2)	令和7年度から 令和8年度まで	432
川崎シンフォニーホール整備事業費(その2)	令和7年度	12,607
市民ミュージアム町蔵品修復事業費(その2)	令和7年度	3,744
新たななミュージアム検討事業費	令和6年度から 令和7年度まで	120,973
岡本太郎美術館施設整備事業費	令和7年度	47,600
若者文化創造発信拠点整備経費	令和6年度から 令和7年度まで	96,624
スポーツ施設整備事業費	令和7年度	202,104
令和6年度民間児童福祉施設整備に係る 金融機関からの借入金への返済補助金	令和7年度から 令和38年度まで	234,809
地域子育て支援事業費	令和7年度	8,847
わくわくプラザ施設整備経費	令和7年度	6,042
社会的養護自立支援 事業実施委託経費	令和7年度から 令和8年度まで	62,250
妊産婦等生活援助事業費	令和7年度から 令和8年度まで	51,550
民間保育所整備事業費	令和6年度から 令和7年度まで	534,812

事	項	期	間	限 度 額 千円
余熱利用施設整備事業費		令和6年度から 令和25年度まで		5,378,053
入江崎クリーンセンター整備事業費		令和7年度から 令和9年度まで		3,767,069
国際ビジネス交流支援施設運営事業費		令和7年度から 令和8年度まで		50,454
観光案内所運営事業費		令和7年度から 令和8年度まで		69,034
令和6年度がんばるものづくり企業操業環境整備助成事業費		令和6年度から 令和8年度まで		60,000
起業・創業支援拠点運営事業費		令和7年度から 令和8年度まで		100,000
量子イノベーションパーク推進事業費		令和7年度		22,019
道路維持作業用車両購入経費		令和6年度から 令和7年度まで		40,908
万福寺4丁目交差点改良事業費		令和7年度		168,000
市道南幸町渡田線道路改良事業費		令和7年度		259,262
市道宮前6号線整備事業費		令和7年度から 令和8年度まで		645,225
塩浜陸橋耐震対策事業費		令和7年度から 令和11年度まで		1,487,465
ガス橋長寿命化修繕事業費		令和7年度		137,830
放置自転車等総合対策業務委託経費		令和6年度から 令和8年度まで		858,077
東京丸子横浜線整備事業費		令和7年度		435,110
世田谷町田線(登戸)整備事業費		令和6年度から 令和9年度まで		2,268,660

事	項	期	間	限 度 額 千円
組大ごみ等収集委託費		令和6年度から 令和11年度まで		2,528,635
普通ごみ等収集運搬業務経費(幸・中原区、高津・宮前区)		令和6年度から 令和10年度まで		972,744
空き缶・ペットボトル等分別収集運搬業務経費(多摩区、麻生区)		令和6年度から 令和11年度まで		962,920
ごみ収集車両整備事業費		令和6年度から 令和8年度まで		513,300
E V廃棄物収集・運搬車両整備事業費		令和6年度から 令和7年度まで		31,083
焼却場車両整備事業費		令和6年度から 令和8年度まで		192,871
組大ごみ処理場車両整備事業費		令和6年度から 令和8年度まで		36,488
海面埋立車両整備事業費		令和6年度から 令和7年度まで		12,061
プラスチック資源中間処理及び再商品化委託経費		令和6年度から 令和9年度まで		898,503
し尿収集車両整備事業費		令和6年度から 令和7年度まで		16,805
浄化槽清掃車両整備事業費		令和6年度から 令和7年度まで		41,706
王槽寺処理センター設備補修事業費		令和6年度から 令和7年度まで		61,142
王槽寺処理センター設備事業費		令和6年度から 令和7年度まで		625,328
堤根処理センター整備事業費		令和7年度まで		21,203

事 項	期 間	限 度 額 千円
令和6年度公営住宅整備事業費	令和7年度から 令和8年度まで	1,398,146
川崎区役所再編整備事業費	令和7年度から 令和8年度まで	27,172
大師地区複合施設整備事業費	令和6年度から 令和24年度まで	2,402,436
田島地区複合施設整備事業費	令和6年度から 令和24年度まで	2,363,692
おくやみコーナー運営事業費	令和7年度から 令和8年度まで	92,000
公園施設長寿命化事業費	令和7年度	320,000
郵送請求事務事業実施委託経費	令和7年度から 令和8年度まで	151,126
消防車両購入事業費	令和6年度から 令和7年度まで	184,000
海外帰国・外国人児童生徒日本語 指導初期支援等業務委託経費	令和7年度から 令和8年度まで	310,292
学校施設有効活用事業費	令和7年度から 令和11年度まで	122,300
日本民家岡古民家補修事業費	令和7年度	50,074
学校給食費公会計化事業費	令和6年度から 令和7年度まで	4,730
学校管理運営委託事業費(その2)	令和7年度から 令和8年度まで	33,418
校舎建築事業費	令和6年度から 令和7年度まで	1,814,569
義務教育学校施設改修事業費	令和7年度	531,098

事 項	期 間	限 度 額 千円
世田谷町田線(片平)整備事業費	令和7年度	268,420
世田谷町田線(上麻生I期)整備事業費	令和7年度	268,400
菅早野線(下麻生)整備事業費	令和7年度	299,300
JR南武線連続立体交差事業費	令和7年度から 令和9年度まで	3,995,000
平瀬川支流改修事業費	令和7年度	62,000
平瀬川・多摩川合流部整備事業費	令和7年度から 令和14年度まで	9,738,000
平瀬川護岸改修事業費	令和7年度	277,000
全国都市緑化フェア事業費	令和7年度	291,064
等々力緑地再編整備事業費(その2)	令和7年度から 令和34年度まで	101,954
港灣振興会館施設改修事業費	令和7年度	16,392
臨港道路東扇島水江町線 直轄工事負担金(その2)	令和7年度から 令和9年度まで	3,078,000
住宅政策基礎調査業務委託経費	令和7年度	6,000
バリアフリー基本構想改定等支援委託経費	令和7年度	7,601
令和6年度ホームドア等整備費補助金	令和6年度から 令和7年度まで	48,916
総合都市交通体系調査事業費	令和7年度	16,093
京急川崎駅周辺地区都市基盤整備事業費	令和7年度	141,303
登戸駅前広場整備事業費	令和7年度	476,137
向ヶ丘遊園駅前広場整備事業費	令和7年度	120,000
南武線駅アクセス向上等整備事業費	令和7年度	3,542
令和6年度公共建築物 長寿命化対策事業費	令和6年度から 令和7年度まで	1,063,203
市営住宅長寿命化改善事業費	令和7年度	972,704

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一 般 管 理 事 業 本 庁 舎 等 建 替 事 業 災 害 情 報 機 器 整 備 事 業	千円 407,000 765,000 129,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができ	年 5.0 % 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れ、資金に上償還、償還するについで、利率の見直しを行った後においては、当該年度以後の年度における利率とする。	借入れの日から30ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。
災 害 援 護 資 金 貸 付 事 業	1,000	政府資金から普通貸借による。	無 利 子	災害弔慰金の支給等に関する法律に定めるところにより償還する。
臨 海 部 国 際 戦 略 事 業	564,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができ	年 5.0 % 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れ、資金に上償還、償還するについで、利率の見直しを行った後においては、当該年度以後の年度における利率とする。	借入れの日から30ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。

事 項	期 間	限 度 額
校 内 L A N 整 備 事 業 費	令 和 6 年 度 从 令 和 7 年 度 まで	千円 3,000
令 和 6 年 度 学 校 施 設 長 期 保 全 計 画 推 進 事 業 費	令 和 7 年 度 从 令 和 9 年 度 まで	1,420,856
中 央 支 援 学 校 整 備 事 業 費 (そ の 2)	令 和 7 年 度	1,291,561
市 民 館 大 本 所 一 階 特 定 天 井 対 策 事 業 費	令 和 7 年 度	33,878
社 会 教 育 施 設 再 整 備 事 業 費	令 和 7 年 度	137,676
令 和 6 年 度 公 共 施 設 管 理 運 営 事 業 費	令 和 7 年 度 从 令 和 1 1 年 度 まで	20,426,370
令 和 6 年 度 家 屋 等 リ ー ス 経 費	令 和 6 年 度 从 令 和 1 5 年 度 まで	908,845
令 和 6 年 度 土 地 借 上 料	令 和 7 年 度 从 令 和 9 年 度 まで	32,096
公 共 施 設 維 持 補 修 工 事 等 経 費	令 和 6 年 度 从 令 和 7 年 度 まで	210,000
公 共 用 地 の 取 得 (川 崎 市 土 地 開 発 公 社 分)	令 和 6 年 度 从 令 和 1 5 年 度 まで	2,537,900
川 崎 市 土 地 開 発 公 社 の 事 業 資 金 借 入 れ に 伴 う 金 融 機 関 等 に 対 す る 債 務 保 証	令 和 6 年 度 从 令 和 1 5 年 度 まで	元 金 8,500,000 及 び こ れ に 対 す る 利 子 相 当 額
地 方 債 証 券 の 共 同 発 行 に よ っ て 生 ず る 連 帯 債 務	令 和 6 年 度 从 令 和 1 5 年 度 まで	元 金 1,197,000,000 及 び こ れ に 対 す る 利 子 相 当 額

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
再生可能エネルギー推進事業	128,000	同 上	同 上	同 上
ごみ運搬車両等整備事業	400,000			
し尿運搬車両整備事業	112,000			
廃棄物処理施設等整備事業	3,229,000			
小 計	3,869,000			
農業技術支援事業	2,000	同 上	同 上	同 上
雇用労働福祉事業	1,928,000			
小 計	1,930,000			
安全施設整備事業	1,169,000	同 上	同 上	同 上
道路整備事業	3,041,000			
橋りょう架設改良事業	3,283,000			
自転車対策事業	326,000			
街路事業	2,548,000			
道統立体交差事業	1,489,000			
河川整備事業	1,581,000			
緑化推進事業	21,000			
自然保護対策事業	369,000			

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
		進ちよくまは財政その他のの都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することである。	つた後においては、当該年度における利率とする。	えすることができる。
小 計	1,866,000			
市民文化総務事業	94,000	同 上	同 上	同 上
文化振興事業	228,000			
スポーツ推進事業	152,000			
小 計	474,000			
青少年事業	283,000	同 上	同 上	同 上
こども支援事業	257,000			
保育事業	765,000			
小 計	1,305,000			
老人福祉総務事業	490,000	同 上	同 上	同 上
施設整備事業	1,657,000			
施設建設事業	1,100,000			
小 計	3,247,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
開発行為指導対策事業	千円 35,000	同 上	同 上	同 上
施設整備事業	2,629,000			
公営住宅整備事業	2,811,000			
小 計	8,240,000			
区役所施設整備事業	991,000	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業	1,429,000	同 上	同 上	同 上
総合教育センター事業	232,000	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業	12,707,000			
高等学校施設整備事業	1,632,000			
特別支援教育施設整備事業	743,000			
社会教育施設整備事業	2,801,000			
小 計	18,115,000			
合 計	64,223,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園緑地施設整備事業	千円 2,825,000	同 上	同 上	同 上
小 計	16,652,000			
港湾総務事業	542,000	同 上	同 上	同 上
港湾振興会館事業	22,000			
浮島埋立事業	1,148,000			
港湾改修事業	473,000			
港湾改良事業	350,000			
港湾工事負担金	3,570,000			
小 計	6,105,000			
計画調査事業	9,000	同 上	同 上	同 上
戸手4丁目地区整備事業	11,000			
京急川崎駅周辺地区整備事業	347,000			
鷹沼駅前地区再開発事業	175,000			
京急川崎駅周辺地区再開発事業	258,000			
登戸駅前地区再開発事業	281,000			
土地区画整理事業	1,033,000			
駅施設関連事業	651,000			

令和6年度川崎市競輪事業特別会計予算

令和6年度川崎市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 31,396,681 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができ、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和6年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
非常用発電設備改修事業費	令和 7 年 度	千円 364,797

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入	款	項	金 額
1 競輪事業収入			千円 30,673,201
	1 事業収入		30,673,201
2 繰入金			523,480
	1 基金繰入金		523,480
3 繰越金			200,000
	1 繰越金		200,000
歳 入 合 計			31,396,681

歳 出

款	項	金 額
1 競輪事業費		千円 31,059,777
	1 競輪事務費	151,475
	2 競輪開催費	30,362,596
	3 競輪場整備費	545,706
2 諸支出金		180,001
	1 繰出金	180,000
	2 納付金	1
3 予備費		156,903
	1 予備費	156,903
歳 出 合 計		31,396,681

令和6年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

令和6年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,609,916 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和6年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入		款	項	金 額
1	使用料及び手数料			千円
		1	使用料	794,652
		2	手数料	794,651
2	財産収入			1
				31,949
		1	財産売却収入	2
3	繰入金			31,947
		2	財産貸付収入	439,855
				439,855
		繰入金	繰入金	439,855

歳 出		款	項	金 額
1	卸売市場事業費			千円
		1	運営費	1,157,356
		2	施設整備費	989,238
2	公社債費			168,118
				447,560
		1	公社債費	447,560
3	予備費			5,000
				5,000
		1	予備費	5,000
		歳出	合計	1,609,916

令和6年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 125,191,857 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和6年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
機能強化事業費	令和6年度から 令和38年度まで	66,512,933

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
南部市場施設整備事業	38,000	政府資金、銀行その他から普通貸付または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。 ただし、市財政上の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができ。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
款			千円
1	国民健康保険料		31,413,981
	1	保 険 料	31,413,981
2	負 担 金		1
	1	一 部 負 担 金	1
3	国 庫 支 出 金		680
	1	国 庫 補 助 金	680
4	県 支 出 金		81,263,888
	1	県 補 助 金	81,263,887
	2	財政安定化基金支出金	1
5	財 産 収 入		1,293
	1	財 産 通 用 収 入	1,293
6	繰 入 金		12,161,892
	1	繰 入 金	12,061,892
	2	基金繰入金	100,000
7	繰 越 金		1
	1	繰 越 金	1
8	収 入		350,121
	1	延滞金・加算金及び過料	113,100
	2	雑 入	237,021
歳 入 合 計			125,191,857

歳 出		項	金 額
款			千円
1	総 務 費		3,963,636
	1	総 務 管 理 費	3,568,663
	2	保険料徴収費	362,506
	3	運営協議会費	311
	4	広報普及費	32,156
2	保険給付費		80,933,430
	1	保険給付費	80,933,430
3	国民健康保険事業費 納付金		39,186,119
	1	医療給付費分納付金	26,409,604
	2	後期高齢者支援金等 分納付金	9,375,713
	3	介護納付金分納付金	3,400,802
4	保健事業費		788,194
	1	保健事業費	788,194
5	諸 支 出 金		219,184
	1	負担金及び分担金	29,989
	2	償還金利子及び還付 加算金	189,193
	3	延 滞 金	1
	4	国庫負担金等返還金	1
6	基金積立金		1,294
	1	基金積立金	1,294
7	予 備 費		100,000
	1	予 備 費	100,000
歳 出 合 計			125,191,857

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額 千円
給付事務実施委託経費	令和7年度	17,690
国民健康保険システム及び後期高齢者システム追加開発委託経費	令和7年度	33,587
国民健康保険システム及び後期高齢者システム標準化対応委託経費	令和7年度から 令和8年度まで	427,315
制度案内業務等コールセンター運営及び保険料収納業務等委託経費	令和7年度から 令和9年度まで	1,284,726
賦課・徴収事務実施委託経費	令和7年度	49,338
滞納処分事務実施委託経費	令和7年度	26,178
健康診査事務実施委託経費	令和6年度から 令和7年度まで	2,229
がん検診・特定健康診査等 コールセンター運営業務委託経費	令和7年度から 令和8年度まで	45,028
特定健康診査事務実施委託経費	令和7年度	20,131

令和6年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和6年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 198,929 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年 2月13日提出
川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入		款	項	金 額
1	繰 入	金		千円
			1 繰 入 金	17,244
2	繰 越	金		
			1 繰 越 金	30
3	諸 収 入			30
			1 貸 付 金 元 利 収 入	181,655
			2 雑 入	181,652
		歳 入	合 計	198,929

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	198,929
歳 出	合 計	198,929

令和6年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度川崎市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,840,643 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和6年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
			千円
1	後期高齢者医療保険料		18,624,391
		1 後期高齢者医療保険料	18,624,391
2	国庫支出金		1
		1 国庫補助金	1
3	繰入金		3,166,445
		1 一般会計繰入金	3,166,445
4	繰越金		2
		1 繰越金	2
5	諸収入		49,804
		1 延滞金・加算金及び過料	2,794
		2 償還金及び還付加算金	46,523
		3 雑入	487
	歳 入	合 計	21,840,643

歳 出

款		項	金 額
			千円
1	総 務 費		633,498
		1 総 務 管 理 費	540,108
		2 徴 収 費	93,390
2	後期高齢者医療広域連合納付金		21,150,620
		1 後期高齢者医療広域連合納付金	21,150,620
3	諸 支 出 金		46,525
		1 償還金及び還付加算金	46,525
4	予 備 費		10,000
		1 予 備 費	10,000
		合 計	21,840,643

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額 千円
制度案内業務等コールセンター運営及び保険料収納業務等委託経費	令和7年度から 令和9年度まで	236,338
がん検診・特定健康診査等コールセンター運営業務委託経費	令和7年度から 令和8年度まで	4,942
国民健康保険システム及び後期高齢者システム標準化対応委託経費	令和7年度から 令和8年度まで	190,424
国民健康保険システム及び後期高齢者システム追加開発委託経費	令和7年度	18,049
徴収事務実施委託経費	令和7年度	42,051

令和6年度川崎市公営健康被害補償事業特別会計予算

令和6年度川崎市の公営健康被害補償事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 70,370 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

令和6年度川崎市介護保険事業特別会計予算

令和6年度川崎市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 113,004,094 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和6年 2月13日提出
川崎市 市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入		款	項	金 額
1	分 担 金 及 び 負 担 金			千円 24,940
		1 負 担 金		24,940
2	財 産 収 入			1,203
		1 財 産 運 用 収 入		1,203
3	繰 入 金			27,898
		1 基 金 繰 入 金		16,876
4	繰 越 金	2 一 般 会 計 繰 入 金		11,022
				16,329
		1 繰 越 金		16,329
		合 計		70,370

歳 出		款	項	金 額
1	公害健康被害補償事業費			千円 70,370
		1	公害健康被害補償事業費	70,370
		歳 出 合 計		70,370

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 介 護 保 険 料			千円 25,200,655
2 使用料及び手数料		1 保 険 料	25,200,655
		1 手 数 料	26,816
3 国 庫 支 出 金			24,199,647
		1 国 庫 負 担 金	19,079,854
		2 国 庫 補 助 金	5,119,793
4 県 支 出 金			15,803,394
		1 県 負 担 金	14,942,573
		2 県 補 助 金	860,819
		3 財政安定化基金支出金	2
5 財 産 収 入			39,676
		1 財 産 運 用 収 入	39,676
6 支 払 基 金 交 付 金			29,144,662
		1 支 払 基 金 交 付 金	29,144,662
7 寄 附 金			1
		1 寄 附 金	1
8 繰 入 金			18,540,512
		1 一 般 会 計 繰 入 金	17,828,506
		2 基 金 繰 入 金	712,006
9 繰 越 金			1
		1 繰 越 金	1
10 諸 収 入			48,730
		1 延滞金・加算金及び過料	2

款	項	金 額
	2 雑 入	千円 48,728
歳 入	合 計	113,004,094

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事	項	期	間	限 度 額
制度案内業務等コールセンター運営及び保険料収納業務等委託経費		令和7年度から令和9年度まで		244,330 千円
催告用納付書封入封緘業務委託経費		令和7年度		647
地域包括支援センター運営委託経費		令和7年度から令和8年度まで		3,309,985
地域ケア会議等推進委託経費		令和7年度から令和8年度まで		499,480
地域支え合い推進事業等実施委託経費		令和7年度から令和8年度まで		267,780
ケアマネジメント機能強化事業実施委託経費		令和7年度		6,400
介護予防・生活支援事業実施委託経費		令和7年度から令和8年度まで		732,000
介護予防ケアマネジメント事業実施委託経費		令和7年度から令和8年度まで		63,000
一般介護予防事業委託経費		令和7年度から令和8年度まで		228,211
介護予防・日常生活支援総合事業普及啓発コールセンター委託経費		令和7年度から令和8年度まで		23,558
地域リハビリテーション支援拠点事業実施委託経費		令和7年度から令和8年度まで		496,320

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		2,534,741 千円
	1 総 務 管 理 費	2,534,741
2 保 険 給 付 費		104,690,286
	1 保 険 給 付 費	104,690,286
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		5,620,229
	1 地域支援事業費	5,620,229
5 諸 支 出 金		99,160
	1 還 付 金	59,190
	2 延 滞 金	1
	3 繰 出 金	39,969
6 基 金 積 立 金		39,677
	1 基 金 積 立 金	39,677
7 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		113,004,094

令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計予算

令和6年度川崎市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,254,137千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和6年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	443,977
	2 手 数 料	443,975
2 国庫支出金		3,000
3 県支出金	1 国庫補助金	3,000
4 財産収入	1 委 託 金	565
		565
	1 財産運用収入	1,166,082
5 繰 入 金	2 財産売却収入	1,166,081
		1
6 繰 越 金	1 基金繰入金	13,328
7 諸 収 入		13,328
	1 繰 越 金	1
		1
	1 延滞金及び加算金	5,810,184
8 市 債	2 貸付金元利収入	1
	3 雑 入	29,883
		5,780,500
歳 入 合 計	1 市 債	817,000
		817,000
歳 入 合 計		8,254,137

歳 出

款	項	金 額 千円
1 港湾整備事業費		4,212,535
	1 運 営 費	401,742
2 諸 支 出 金	2 整 備 費	3,810,793
		3,783,160
3 公 債 費	1 積 立 金	3,149,415
	2 繰 出 金	633,745
4 予 備 費		257,442
	1 公 債 費	257,442
歳 出 合 計		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		8,254,137

令和6年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算

令和6年度川崎市の勤労者福祉共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 112,735 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
東 扇 島 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 整 備 事 業 費 (そ の 2)	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	612,850
東 扇 島 土 地 造 成 事 業 費 (そ の 2)	令 和 7 年 度	409,140

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上 屋 倉 庫 事 業	235,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくま	年 5.0% 以 内	借入れの日から40カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。
東 扇 島 コ ン テ ナ 機 能 施 設 整 備 事 業	565,000	た。利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。		ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができ
東 扇 島 施 設 整 備 事 業	17,000	たは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。		
合 計	817,000			

令和6年度川崎市墓地整備事業特別会計予算

令和6年度川崎市の墓地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 435,147 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができ、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和6年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入		款	項	金 額
1	共 済 掛 金 収 入			千円 71,150
		1 共 済 掛 金 収 入		71,150
2	財 産 収 入			601
		1 財 産 運 用 収 入		601
3	繰 入 金			34,170
		1 基 金 繰 入 金		10,148
4	繰 越 金	2 一 般 会 計 繰 入 金		24,022
				1
		1 繰 越 金		1
5	諸 収 入			6,813
		1 貸 付 金 元 利 収 入		5,000
		2 雑 入		1,813
		歳 入 合 計		112,735

歳 出

款	項	金 額
1 勤労者福祉共済事業費		千円 111,735
	1 勤労者福祉共済事業費	111,735
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		112,735

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
早 野 聖 地 公 園 路 整 備 事 業 費	令 和 7 年 度 以 来	428,930

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 款	項	金 額
1 使用料及び手数料	1 使用料	315,321
2 財産収入	1 財産運用収入	5,028
3 繰入金	1 繰入金	114,796
4 繰越金	1 繰越金	1
5 諸収入	1 雑収入	1
歳 入 合 計		435,147

歳 出

歳 出 款	項	金 額
1 墓地整備事業費	1 墓地整備事業費	407,893
2 公債費	1 公債費	17,254
3 予備費	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		435,147

令和6年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算

令和6年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ456,664千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
生田緑地ゴルフ場整備事業	千円 24,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該年度における利率とする。	借入れの日から30年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 緑 越 金			千円 42,570
2 諸 収 入		1 緑 越 金	42,570
3 市 債		1 雑 入	390,094
		1 市 債	24,000
		1 市 債	24,000
	歳 入	合 計	456,664

歳 出

款		項	金 額	
1	ゴルフ場事業費		千円 88,839	
		1	ゴルフ場事業費	88,839
2	公債費		45,069	
3	諸支出金	1	公債費	45,069
				321,756
4	予備費	1	繰出金	321,756
				1,000
		1	予備費	1,000
				456,664
歳出		合 計		

令和6年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

令和6年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,323,302千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入		款	項	金 額
				千円
1	使用料及び手数料			1
		1	手 数 料	1
2	財 産 収 入			28
		1	財 産 運 用 収 入	28
3	繰 入 金			222,677
		1	他 会 計 繰 入 金	222,677
4	繰 越 金			1
		1	繰 越 金	1
5	諸 収 入			595
		1	雑 入	595
6	市 債			1,100,000
		1	市 債	1,100,000
歳 入		合 計		1,323,302

歳 出		款	項	金 額
				千円
1	公共用地先行取得等事業費			1,304,810
		1	公共用地先行取得等事業費	1,304,810
2	公 債 費			13,492
		1	公 債 費	13,492
3	予 備 費			5,000
		1	予 備 費	5,000
歳 出		合 計		1,323,302

令和6年度川崎市公債管理特別会計予算

令和6年度川崎市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 185,101,424 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年 2月13日提出
川崎市長 福田 紀彦

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
用地先行取得事業	千円 1,100,000	政府資金、銀行その他のから普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまは財政その他の都合により、全額または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該年度における利率とする。	借入れの日から10年以内（据置期間を含む。）に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができ

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	千円 23,559,000	銀行その他から普通 通貸借または証券公 共団体との共同発 行を含む。)によ る。起債の時期は 当該年度とする。	年 5.0% 以 下 ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては 、当該見 直し後の 年度にお ける利率 とする。	借入れの日から 25年以内(据 置期間を含む。)に償還する。 ただし、市政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮または 本議決の範囲内 で借換えするこ とができる。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 財 産 収 入			千円 1,886,340
2 繰 入 金		1 財 産 運 用 収 入	1,886,340
		1 基 金 繰 入 金	159,656,083
		2 他 会 計 繰 入 金	33,956,747
3 繰 越 金			125,699,336
		1 繰 越 金	1
4 市 債			1
		1 借 換 債	23,559,000
歳 入 合 計			23,559,000
			185,101,424

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 182,606,817
2 諸 支 出 金	1 公 債 費	182,606,817
		2,492,607
3 予 備 費	1 繰 出 金	2,492,607
		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		185,101,424

令和6年度 川崎市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度川崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び1日平均患者数

ア 病床数 (許可)		川崎病院	井田病院	多摩病院
一般病床	1,382床	663床	343床	376床
精神病床	38床	38床	—	—
感染症病床	12床	12床	—	—
結核病床	40床	—	40床	—
合 計	1,472床	713床	383床	376床

イ 年間患者数

入 院	403,030人	177,180人	113,150人	112,700人
外 来	654,763人	309,850人	143,370人	201,543人

ウ 1日平均患者数

入 院	1,104人	485人	310人	309人
外 来	2,614人	1,275人	590人	749人

(2) 主要な建設改良事業

ア 病院施設整備事業	949,134千円
イ 施設改良工事	2,095,620千円
ウ 医療器械整備事業	2,008,145千円
エ 資産購入費	186,788千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 病院事業収益	39,423,825 千円
第1項 医療収益	33,234,922 千円
第2項 医療外収益	5,761,712 千円
第3項 特別利益	427,191 千円

支出

第1款 病院事業費用	40,833,371 千円
第1項 医療費用	39,895,907 千円
第2項 医療外費用	752,024 千円
第3項 特別損失	175,440 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額 2,521,235千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24,706千円並びに過年度分損益勘定留保資金 2,496,529千円で補填するものとする。）。

収入

第1款 病院事業資本的収入	7,247,908 千円
第1項 企業債	5,051,800 千円
第2項 固定資産売却代金	2 千円
第3項 補助金	3 千円
第4項 寄附金	2 千円
第5項 負担金	2,196,101 千円

支出

第1款 病院事業資本的支出	9,769,143 千円
第1項 建設改良費	5,239,687 千円
第2項 企業債償還金	4,529,456 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができきる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度 医療器械保守業務経費	令和7年度から 令和15年度まで	748,399 千円
病院局施設中長期保全等推進事業経費	令和7年度	25,000 千円
川崎病院 トレイサーバーキャビネット改修 その他工事	令和7年度	458,663 千円
川崎病院 昇降機長寿命化整備事業経費	令和7年度から 令和9年度まで	1,232,934 千円
川崎病院 医療用スマートフォン通信サービス 提供業務経費	令和7年度から 令和9年度まで	33,358 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 病院事業	千円 5,051,800	政府資金、銀行その他のから普通貸付または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし事業進捗または財政その他の都合により、全年度または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れする資金について、利率の見直しを行った後において、当該年度以後は、当該年度における利率とする。	借入れの日から30か月以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、11,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の流用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	18,367,465千円
(2) 交際費	2,104千円
(たな卸資産購入限度額)	

第10条 たな卸資産の購入限度額は、8,750,754千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

取得する資産	種類	名称	数量
1	取得する資産	血管撮影用X線撮影装置	2式
		手術用ロボット手術システム	2式
		全身用CT診断装置	1式

令和6年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

令和6年度 川崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 処 理 面 積 | 10,721ヘクタール |
| (2) 水 洗 化 助 成 戸 数 | 24戸 |
| (3) 主要な建設改良事業 | |

下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等整備事業 22,000,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|-------------------|--------------|
| 第1款 下 水 道 事 業 収 益 | 45,235,934千円 |
| 第1項 営 業 収 益 | 36,218,752千円 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | 8,447,821千円 |
| 第3項 特 別 利 益 | 569,361千円 |

支 出

- | | |
|-------------------|--------------|
| 第1款 下 水 道 事 業 費 用 | 43,852,696千円 |
| 第1項 営 業 費 用 | 41,700,037千円 |
| 第2項 営 業 外 費 用 | 2,122,649千円 |
| 第3項 特 別 損 失 | 10,010千円 |
| 第4項 予 備 費 | 20,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 21,462,563 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,341,833 千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 20,110,730 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	下水道事業資本的収入	35,798,325 千円
第1項	企業債	29,156,000 千円
第2項	一般会計出資金	2,875 千円
第3項	国庫補助金	6,000,000 千円
第4項	負担金	40,000 千円
第5項	水処理所等貸付事業収入	30 千円
第6項	基金繰入金	599,400 千円
第7項	固定資産売却代金	10 千円
第8項	投資収入	10 千円

支 出

第1款	下水道事業資本的支出	57,250,888 千円
第1項	建設改良費	22,000,000 千円
第2項	企業債償還金	31,933,737 千円
第3項	水処理所等貸付事業費	30 千円
第4項	投資	3,307,121 千円
第5項	予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができざる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度 土地借上料	令和6年度から 令和11年度まで	23,088 千円
令和6年度 下水道管渠維持管理業務関連経費	令和7年度	560,000 千円
令和6年度 下水道施設等維持管理業務 関連経費	令和6年度から 令和7年度まで	192,392 千円
令和6年度 私道共同排水設備修繕工事助成金	令和7年度	10,000 千円
令和6年度 下水道施設等撤去関連経費	令和7年度	91,559 千円
令和6年度 公共下水道建設事業費	令和7年度から 令和8年度まで	12,707,465 千円
令和6年度 「水処理所改造等資金融資あっせん」 に伴う金融機関に対する損失補償	令和6年度から 債務消滅時まで	370 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費
(他会計からの補助金)
4,273,564千円

第10条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,701,995千円である。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出
川崎市長 福田 紀彦

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道整備事業	千円 15,014,000	政府資金、銀行その他の普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度の進捗または財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40 か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができ
2 借換債	14,142,000	銀行その他のから普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。	同上	借入れの日から25 か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができ

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

令和6年度 川崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	785,087 戸
(2) 年間総配水量	178,959,500 m ³
(3) 1日平均配水量	490,300 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 配水施設費	3,868,649 千円
イ 耐震管路等整備事業	11,059,856 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	35,277,697 千円
第1項 営業収益	31,502,390 千円
第2項 営業外収益	3,769,580 千円
第3項 特別利益	5,727 千円

支 出

第1款 水道事業費用	33,563,267 千円
第1項 営業費用	32,565,234 千円
第2項 営業外費用	975,411 千円
第3項 特別損失	12,622 千円
第4項 予備費	10,000 千円